

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

目次 ページ

## 規 則

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (行政改革課) 1

## 規 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第106号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部改正)

**第1条** 非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則(昭和31年北海道規則第159号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表企業診断員の項を削る。

(北海道行政組織規則の一部改正)

**第2条** 北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)の一部を次のように改正する。

第8条の2の行政改革課の事項第7号を次のように改める。

(7) 公益法人制度及び公益信託制度に係る事務の総括に関すること。

(退職手当の基礎在职期間等に関する規則及び北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正)

**第3条** 次に掲げる規則の規定中「公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例」に改める。

(1) 退職手当の基礎在职期間等に関する規則(平成18年北海道規則第79号)第2条第6号

(2) 北海道職員等の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(平成18年北海道規則第160号)第4条第5号及び第8条第2項

(北海道税条例施行規則の一部改正)

**第4条** 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第49条の7第1項第3号中「社会福祉法」を「若しくは社会福祉法」に改め、「又は民法第34条の法人」を削り、「当該法人」を「当該法人」に、「第4号の7まで又は第7号」を「第4号の4まで若しくは第4号の7」に改め、「場合」の次に「又は一般社団法人若しくは一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条の認定(以下この号において「公益認定」という。)を受けようとするものに限る。以下この号において「一般社団法人等」という。)を設立しようとする者が当該一般社団法人等の設立前において若しくは一般社団法人等が公益認定を受ける前において、公益認定を受けた後は専ら法第73条の4第1項第3号、第4号の2、第4号の3、第4号の7若しくは第7号に規定するそれぞれの用に供する不動産を取得した場合」を加え、同項第9号、第12号及び第14号中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、同項第17号中「民法第34条の法人(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1項第3号ラ又はムに規定する法人に限る。)」を「公益社団法人又は公益財団法人(自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する業務を行うことを主たる目的とし、当該業務に関し国若しくは地方公共団体の委託を受けているもの又は優れた自然環境の保全のためその自然環境の保存及び活用に関する業務を行うことを主たる目的とするものに限る。)」に改め、同項第18号中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改め、「基本財産」の次に「その他これに準ずるもの」を加え、「出資して」を「拠出して」に改め、同項第20号中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「出資し、又は」を「基本財産その他これに準ずるものとして資金その他の財産を」に改め、同項第21号中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

第67条の2第1項中「社団法人日本自動車販売協会連合会(」の次に「昭和36年4月1日に社団法人日本自動車販売協会連合会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

第68条の4第2項第2号中「財団法人日本自動車査定協会」の次に「(昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。次項第3号において同じ。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

36 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この項において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第49条の7第1項の規定を適用する。

別記第48号様式の2の2末尾欄外注意1(1)アの事項中「寄附行為」を削り、同注意1(2)アの事項中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体」に改める。

別記第58号様式の3その3末尾欄外注意3の事項中「財団法人日本自動車査定協会」の次に「（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正）

**第5条** 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和56年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式末尾欄外注1(2)の事項及び別記第4号様式その1末尾欄外注1(1)の事項中「公益法人」を「一般社団法人、一般財団法人」に改める。

（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）

**第6条** 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（備考）3の(3)の事項中「において準用する民法第51条第1項の設立の時」を削る。

別記第8号様式中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に、「就職した」を「就任した」に、「第40条第1項において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

別記第10号様式中「第40条第1項において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

（医療法施行細則の一部改正）

**第7条** 医療法施行細則（昭和46年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第32条中「第55条第5項」を「第55条第8項」に改める。

第34条の2中「第68条第1項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条」を「第46条の4第5項」に改める。

第34条の3中「第68条第1項において準用する民法第57条」を「第46条の4第6項」に改める。

別記第36号様式中「同条第3項」を「同条第6項」に改める。

別記第37号様式中「第2項第1号」を「第3項第1号」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改める。

別記第39号様式の2中「第68条第1項において準用する民法第56条」を「第46条の4第5項」に改める。

別記第40号様式中「第68条第1項において準用する民法第57条」を「第46条の4第6項」に改める。

（介護保険法施行細則等の一部改正）

**第8条** 次に掲げる規則の規定中「社団法人」、「財団法人」を「一般社団法人」、「一般財団法人」に改める。

(1) 介護保険法施行細則（平成11年北海道規則第87号）別記第1号様式末尾欄外備考2の事項及び別記第2号様式末尾欄外備考2の事項

(2) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）別記第1号様式末尾欄外備考2の事項

(3) 児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第134号）別記第1号様式末尾欄外備考2の事項

（児童福祉法施行細則の一部改正）

**第9条** 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。別記第20号様式の3及び別記第20号様式の6中

「

1 社会福祉法人	2 医療法人	3 宗教法人	4 社団法人又は財団法人	
5 共済組合	6 会社	7 任意団体	8 個人	9 その他（ ）

」を

「

1 社会福祉法人	2 医療法人	3 宗教法人	4 一般社団法人又は一般財団法人	
5 共済組合	6 会社	7 任意団体	8 個人	9 その他（ ）

」に改める。

（母子及び寡婦福祉法施行細則及び建築士法施行細則の一部改正）

**第10条** 次に掲げる規則の規定中「又は寄附行為」を削る。

(1) 母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）第3条第2項第1号

(2) 建築士法施行細則（昭和25年北海道規則第257号）第19条の2第2項第1号（北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

**第11条** 北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第3条第13号中「公益法人（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人）を「一般社団法人等（同号に規定する一般社団法人等）」に改め、同条第14号中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。

第3条の3第11号から第14号までの規定中「公益法人」を「一般社団法人等」に改める。（火薬類取締法施行細則の一部改正）

**第12条** 火薬類取締法施行細則（昭和29年北海道規則第146号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「社団法人北海道火薬類保安協会」の次に「（昭和49年6月28日に社団法人北海道火薬類保安協会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（電気工事士法施行細則の一部改正）

**第13条** 電気工事士法施行細則（昭和36年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改め、同項第5号中「財団法人電気工事技術講習センター」の次に「（昭和63年6月7日に財団法人電気工事技術講習センターという名称で設立された法人をいう。）」を加え、「民法第34条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

（北海道地方競馬実施条例施行規則の一部改正）

**第14条** 北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第65条第1項中「財団法人競走馬理化学研究所（）」の次に「昭和40年8月1日に財団法人競走馬理化学研究所という名称で設立された法人をいう。」を加える。

（獣医療法施行細則の一部改正）

**第15条** 獣医療法施行細則（平成5年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1の(1)及びその1の(2)中「（寄附行為）」を削る。

（農業協同組合法施行細則の一部改正）

**第16条** 農業協同組合法施行細則（平成15年北海道規則第73号）の一部を次のように改正す

る。

第20条中「第73条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条」を「第72条の12の6」に改める。

第39条中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。

第41条第2項中「第73条第2項において準用する民法第59条第3号」を「第72条の12の8第3号」に改める。

別記第18号様式中「第73条第2項において準用する民法第56条」を「第72条の12の6」に改める。

別記第42号様式中「第73条第4項で準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。

別記第45号様式中「第73条第2項において準用する民法第59条第3号」を「第72条の12の8第3号」に改める。

（農地法施行細則の一部改正）

**第17条** 農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式付表2中

(2)	組織の種類	財団法人 社団法人					
(3)	事業の内容						
(4)	表決権又は寄附財産の数量	表決権を有する者又は寄附財産の名称	地方公共団体名	農協名	農協連合会名	農林大臣指定者名	表決権又は寄附財産計
		表決権の数又は寄附財産の額					
(5)	民法第34条の許可年月日	年 月 日		第 号			

(2)	組織の種類	一般社団法人				
(3)	事業の内容					
(4)	議決権又は基本財産の数量	議決権を有する者又は基本財産の名称	地方公共団体名	農協名	農協連合会名	
		議決権の数又は基本財産の額				
(5)	設立年月日	年 月 日		年 月		

を

一般財団法人			
農林大臣指定者名			議決権又は基本財産計

に改め、付表の末尾欄外注の2の事項中「表決権」を「議決権」に、「寄附財産」を「基本財産」に、「社団法人」を「一般社団法

日			

人」に、「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同注の4の事項中「寄附行為」を削る。

（森林組合法施行細則の一部改正）

**第18条** 森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第100条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第59条第3号」を「第98条の8第3号」に改める。

第12条第1項中「第100条第2項において準用する民法第56条」を「第98条の6」に、「仮理事」を「一時理事の職務を行うべき者」に改める。

第19条中「第100条第4項において準用する民法第83条」を「第99条の10」に改める。

別記第12号様式中「北海道知事様」を「北海道知事様に、「印」を「㊟」  
（支庁長）」を「（支庁長）」

に、「第100条第2項において準用する民法第59条第3号」を「第98条の8第3号」に改める。

別記第13号様式中「一時役員（仮理事）選任（総会招集）請求書」を「一時役員（一時理事）選任（総会招集）請求書」に、「第100条第2項において準用する民法第56条」を「第98条の6」に、「者（仮理事）」を「者（一時理事の職を行うべき者）」に改める。

別記第24号様式中「印」を「㊟」に、「第100条第4項において準用する民法第83条」を「第99条の10」に改める。

（北海道有林野の産物売払規則の一部改正）

**第19条** 北海道有林野の産物売払規則（昭和36年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「財団法人日本木材総合情報センター」の次に「（昭和49年10月1日に財団法人日本木材総合情報センターという名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止）

**第20条** 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和51年北海道規則第56号）は、廃止する。

**附 則**

- この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- この規則の施行の日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。